第２回　鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会　会議録

１．日　時　　平成２９年８月１０日（木）午後２時００分～４時００分
２．場　所　　鳥取市役所４階第３会議室
３．出席者
（委員）　今度珠美委員、上山弘子委員、松田吉正委員、坂根政代委員、白岩晁委員、吉田裕治委員
田中くに枝委員、牛尾柳一郎委員、大谷喜博委員、佐藤淳子委員、竹森貞美委員
田中完治委員、吉田佐智子委員、大和谷朝委員　委員１４名出席
欠席　一盛真委員、小川泰司委員、小谷喜典委員、薛末子委員　４名
（鳥取市）　人権政策監、人権推進課長補佐、人権推進課職員、中央人権福祉センター職員

４．会議事項
・開会挨拶
・諮問
・審議　議題「鳥取市人権施策基本方針の第２次改訂について」

《副市長あいさつ》
それでは、開会にあたりまして、副市長が一言ごあいさつ申し上げます。

～副市長あいさつ～
本日は「第２回鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会」ということでお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。さて、昭和６２年に鳥取市は人権尊重都市宣言をいたしまして、６月でしたので丁度３０年という節目の年であります。平成６年には、鳥取市における部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくする条例を策定する等、いろいろな取り組みを続けております。総合計画の中でも、重点施策の一つとして取り組みをすすめているところですが、残念ながら昨今インターネットを使った誹謗中傷等、新しい媒体を使っての差別事象とか、マスコミ等で報道されているように陰湿ないじめやハラスメント等、人権を傷つけるような状況も起こっております。社会状況も刻々と変わっており、鳥取市が行った意識調査にもそのような結果が出ております。そういったことも踏まえて、取り組みを進めていかなければならないと思っております。平成１９年に鳥取市人権施策基本方針を策定いたしまして、平成２５年に１回目の改訂を行い、この度、諮問をさせていただく皆様の意見をいただきながら、鳥取市としての取組みを進めていきたいと思っているところでございます。この後、諮問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上で、開会の挨拶とさせていただきます。

《諮問》
～副市長より諮問～

鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例第６条第２項の規定により、協議会の意見を求めます。
理由として
１．平成２８年に、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法と、人権に関する新たな法律が施行されたため。
２．インターネットを使った差別事象など、人権をめぐる社会状況に大きな変化がみられるため。
３．平成２８年に本市で行った、同和（部落）問題等人権問題に関する意識調査の結果を踏まえた方針としていくため。
以上３点が諮問の理由でございます。よろしくお願いします。

《協議》

事務局　　それでは、これより協議事項に入りたいと思います。これより先は、会長に議事進行をお任せしたいと思います。

会長　　それでは協議事項に入りたいと思います。協議事項の（1）鳥取市人権施策基本方針第２次改訂について、事務局説明をお願いします。

事務局　　【事務局より説明】
鳥取市人権施策基本方針第２次改訂素案概要

会長　　ただいま事務局の方から説明をいただきました。膨大な量で、どこから手をつけようかというところですが、なるべく時間内に会議を終わらせたいと思いますので、今日一日で済む話ではありませんし、とりあえず皆様の意見をお伺いしたいと思うのですが、頭からいきましょうか。

委員　　郵送で送られてきた資料を読みました。読ませていただいた感想ということでお話させていただきますと、今、概要ということで説明していただいたのですが、実際、変更はありませんといわれるところでも若干変更がある部分もありますし、もうひとつは、これを読んだだけではなかなかイメージが湧かない。具体的に、例えば意識調査の中でこういうことが挙げられていますということで出てますが、「こういうことが伺えました」「挙げられています」ということに対して、何が課題だと思えるのかというようなことが、委員で共通認識や意見交換をしていないので、施策におとす時に、どういうふうにおとしていいんだろうかということのイメージが湧かないのではないかと思う。もう一つは、人権施策基本方針を作って、細かなところは計画という形におとすのかということも二つ目として考えるところかなあと思いました。
　というところがあるので、今日いただいた資料と各分野の聞き取りは、今日もらったばかりで全然見ていない訳ですから、これについて若干説明していただいて、これについてはこんなことが感じられたなあと、聞き取りをした方からのコメントがあると、次の段階で考えるのに整理がしやすいのではないでしょうか。で、今後の進め方というところで思いますのは、今日、委員が共通認識できるような説明をしていただいて、今後ということで、部会に分けていただかないと、これをいっぺんに皆が整理をしていくと、かなり時間がかかるのではないかと思います。例えば、何個かの分科会みたいな形で分かれて、今日提案された現状や課題というようなところや、それをうけての施策というところを考えるときに、それぞれ作業部会みたいなものをつくってそこで練って、それを全体会で協議をしていくというような進め方をしたほうがよいのではないかというのが私の意見です。
　もうひとつ考えていただきたいのは、個別課題のところで言うと、先回の改訂のときに「同和問題」というより「部落問題」ではないかということで、同和（部落）問題という標記にしたのですが、新しくできた法律は「部落差別」解消法ですから、じゃあそのネーミングをどうしていくのかということも考えてほしいと思います。

会長　　はい、今進め方についてご意見いただきましたが、ほかにご意見はありませんか。

委員　　ざっと見て意見をということで、具体的なところと思いつきのところがあるんですけども、法改正も盛り込んだということですから、具体的なところでいきますと個人情報保護法の改正が５月３０日におこなわれておりまして、それまでは五千件を区切りにしておりまして、少ない団体については対象外ということでしたが、それが撤廃されて、具体的にいくと自治会あるいはＰＴＡも対象になるという状況になっています。私どももデータ等の扱いについてどうしていこうかと思っていますが、そこの部分についてもかなり影響し

てくると思います。ここも触れておくべきではないかと思います。あと、人権施策に該当するかどうか分からないですけれども、高齢化している引きこもりの問題。このままにしておいていいというものではないし、どこかで取り上げられるのでしょうが、例えばコンサルが入れるような仕組みがあれば、そこの家庭的なところの仲裁も出来るであるとかいうふうなところも、聞くところによるとあるようです。そういった、一歩踏み込んだところの考えというのが、どこかででてくるのではないか。もう一つは、これから問題になってくるであろう、高齢者の貧困。このあたりをどのように、考えとして盛り込んでいくのか、あるいは「人権」というころにそもそも該当するものであるか、まだ自分自身整理できてないところもある思いつきの部分ですが、その３点について思いました。

会長　　ありがとうございました。今言われた意見は、どこかのところでその問題をとりあげるかどうかというところを検討してはということですね。どうしましょう、進め方については部会を開いてはどうかとのご意見をいただきましたが・・・。

委員　　今日、報告いただいたところについては、皆さんのご意見をいただいてはどうでしょうか。

会長　　そうしますと、「はじめに」というところからは、おそらく全員で協議をしていった方が良いのかなと思います。それぞれの人権問題については、時間的に作業部会を開いてから全体会にという方法もあろうかと思いますが。それでは、皆さんが読み込んできていただいたという前提で、今日は時間の許す限りご意見をお伺いしたいと思います。
　それでは、１ページ目の「はじめに」というところからです。前回の第１次改訂から５年ということで、経過してきた中での意識調査のことであったり、法の改正があったということを盛り込んでいただいている訳ですが、お読みになられてご意見等がございましたら、発言をお願いします。

委員　　この「はじめに」の中にも、先ほど委員の言われていた「同和（部落）問題」という標記が繰り返し出てきますが、どうでしょうか。

委員　　ここに出てくるのは、意識調査の表題ですから問題ないと思います。先ほど私が申し上げたことについては、個別の課題で協議していただければと思います。
　併せてですが、「はじめに」のところの主旨、ここに盛り込むというところの主旨は私は賛成ですが、若干他のところの例えば取り組みの経過と重なる部分もあるので、後で若干整理していくと良いのではないかと思っています。

会長　　いかがでしょうか。内容等についてご意見はありませんか。

委員　　細かいことですが、法律の表記は最初に正式名称を記述し、続きの括弧内を略称にしたほうが良いと思います。

会長　　ありがとうございます。では、ここは表記を入れ替えます。
　それでは、「はじめに」の部分はこれで行かせていただきます。
　「第１章　基本的な考え方」の「１　人権施策とは」は現行と変わらず。２として「人権尊重の基本理念」がきてますが、ここのところがほぼ全部変更になっています。これについてはいかがでしょうか。

委員　　基本的な校正として、先回は「人権尊重の基本理念」があって、「位置づけ」があって、「人権施策とは何か」という構成となっていましたが、この度は「人権施策とは何か」と

いうことが一番最初にきていますが、私は考え方が違って、「はじめに」で今回なぜ改訂するのかということを述べて、次に人権施策基本方針とは何かということの位置づけが来るべきと思いました。そして、そこでいう「人権施策とは何か」、そのあとに、じゃあ鳥取市が人権施策基本方針の中で根底に流している、人権尊重の基本理念とはどういうことかということを持ってきて、そして第２章には、「鳥取市における取り組み」ということで持ってきてはどうかと思いました。構成と若干中身について提案したいと思います。

会長　　どうでしょうか。今構成についてご意見いただきました。まず最初に「位置づけ」が来て、そのあとで「基本施策とは」、そして３番目で「基本理念」というご意見をいただきました。いかがでしょうか。

委員　　今日結論を出さなくても、そういう考え方もあるということで、また整理するところをもっていただければと思います。

委員　　委員の言われることは正論だと思います。そういう構成でいけば分かりやすいと思います。施策を行動に移す、そちらの方の考え方も尊重しなければいかんと思います。そのあたりのところもすり合わせてやったほうが分かりやすいと思います。

会長　　という意見も出てきていますので、事務局の方も検討していただけますか。

事務局　　はい。流れをもう一度、精査させていただきます。

会長　　内容についてはいかがでしょうか。
委員より、何個か変更したいところがとおっしゃっておられましたが。

委員　　４ページの下から６行目「さらには、」というところ「第１０次鳥取市総合計画に関連する個別計画としても明記されています」で、総合計画の基本構想として〜〜とありますが、すごく細かくあげてあって、細かくあげるのがいいのか、「鳥取市の総合計画にも明記されているんですよ」ということを載せただけでいいのか、というところで少し考えました。ここが、少しくどいかなという感じを受けたものですから。

会長　　おそらく、最後の「まさに、」というところから４行ほどで終わるんですけど、そこに持って行きたいがために細かく書いたのかなと思ったりもしますが、どちらからも、人権については取り組みをしていきますよということが言いたいのかなと思います。
専門というか、人権について取り組んでおられる方にとっては細かいかなあとも思うのですが、ただ、一般の方が見られたときには、「１０次総でもこういうことを謳っているんだ」ということが分かる方が、鳥取市の取組みとしては頑張っているというか、強く推しているというのが分かるような気もします。

委員　　どちらにせよ、少し整理が必要だと思います。というのが、私も何回も読んでみた時に個別計画としても明記されていますし、「基本構想として」という言葉も出てきていますし、「また、推進施策の基本的方向には」ということで、行政の読みなれた方にはスッと入るかもしれませんが、読んでいてオロオロしたんです。そういった意味で言うと、もう少し説明するにしても、整理をしたほうが良いと思います。

会長　　では、少し見直しをしていただけますか。もう少し簡単でもいいかもしれません。

事務局　　もう少し簡素化してみたいと思います。

会長　　では、見直しをしていただくということで、よろしいでしょうか。また、読み込まないと出てこない部分もあると思うので、しっかりと読んでいただければと思います。
それでは、第２章に進みます。第２章については、「人権施策の現状と課題」ということで章立てをしておりましたが、「取り組みの経緯等」ということで文言が変っています。これについて意見等はありませんか。

会長　　「現状と課題」ということになりますと、「さまざまな人権問題への取り組み」のところでも「現状と課題」ということで挙げておりますので、二重になるという部分もあり、文言を変えられたということだと思いますが、このまま行かせていただいてよろしいでしょうか。頷いていただけたので、これで行かせていただきます。
次は６ページの赤字の部分についてはいかがですか。新しく市民意識調査についての項をつくられたとのことですが。

委員　　６ページの中ほどの、「同和問題については、」というところがありますが、そこのところの語尾で、「差別事象に対する対応等の根幹をなすものとなりました。」というのは、これは同和対策総合計画を指すのか、法律を指すのか。主語は「同和問題について」ですので、「根幹をなすものとなりました」ではなくて、主語を生かすのであれば「差別事象に対する対応等が行われてきました」という表現ではないかと思いました。
次の女性差別撤廃の問題については、１９９９年の国の男女共同参画社会基本法が抜けていると思います。それに基づいて、鳥取市においても条例を策定したという経過がありますので、そういうところも必要ではないかと思います。
続けて７ページです。２との間のところですが、「そして、平成１９（２００７）年、すべての～策定に至りました。」ですが、今回のことにふれないといけないと思いますので、「人権施策基本方針を策定し、」「その後、２０１３年に第１次改訂を行い現在に至っています。」とか、そういう表現が良いかと。改訂が抜けていると思ったので。

会長　　はい、３点ほどご指摘をいただきました。６ページの中ほど「同和問題について」というところ、「対応等の根底をすものとなりました」というところが、どこに係るのかということをもう一度、事務局の方で見ていただいてお願いします。女性差別撤廃のところですが、国の法律が出ていない。これについても、同じように入れていただければと思います。それと、最後のところですね。改訂が抜けているということで、ここも是非入れていただければと思います。
市民意識調査の項が新しく出来ておりますが、ここはいかがでしょうか。

委員　　よろしいですか。「２　同和（部落）問題等人権問題に関する市民意識調査」のはじめで、「平成２７年（２０１５）年度、市民を対象に～を実施しました。」のところが繰り返しになっているので、もう少し整理されたほうが良いと思います。例えば「平成２７（２０１５）年度、同和（部落）問題等人権問題に関する市民意識調査を、市民を対象に行いました」とか、スッキリさせてもいいんじゃないかと思います。そのあと、７ページで市民意識調査のことを７ページの後半から８ページに渡って説明がありますが、ここまで詳しい説明は必要ないのではないかと思いましたので、例えば、「前回の意識調査は」の前に、「人権行政を推進するうえでの検討資料とするために行ったものです。その結果も踏まえながら２０１７年の第２次改訂に反映することになりました」とか。少しスッキリさせた方がいいかと思います。

会長　　皆さんどうでしょうか。私もここはスッキリさせた方がいいと思います。５，０００人うんぬんとか、回収率どうこうというところは無くてもよいですよね。この辺のところは省略していただきますようお願いします。

会長　　８ページ「人権問題の現状と課題」については削除ということでした。各項目ごとで挙げるということで。
　では１０ページの３章です。基本的施策の推進と推進体制の確立のところで、赤字で文章が追加されています。新たに制定された法律について、広く周知するということで文章が追加されています。これについては問題ないですね。

委員　　先ほどの話では変更無しということでしたが、１０ページの中で中段の下から４行目「相談は～」というところが抜けています。ここの説明がほしいなと思いました。私の意見としては、相談についても入れていかなければならないと思いました。

事務局　　資料作成時のこちらのミスであると思われます。現行の文章そのままです。修正させていただきます。

会長　　それでは１１ページについてはいかがでしょうか。

委員　　赤字のところは良いと思いますが、その前の部分、「今後とも」とか「継続して」という表現はいらないのではないかと思います。是非残したいという理由があれば教えて頂ければと思いますが。

会長　　これからも、継続して実施していくという強い思いの表れであるとも理解できます。

事務局　　そうですね。第一次改訂のときよりも更にという思いが出ているところです。

委員　　私としましては、ここにはインターネットに関してのことも追記してほしいなと思います。推進体制の確立のところで、インターネット上の悪質な人権侵害に対応できる実効性のある法整備を国に求めていくとありますが、このあとのインターネットのところでも国に求めていくとあるのですが、当たり前のことですが、人権侵害はインターネットが起こしている訳ではありません。人間が起こしているものですし、更に言うと、インターネットでの人権侵害はここに出てくるすべての問題を網羅した、とても大きな問題なのですが、インターネット上でも人権侵害というのは独特の特性があるということを理解しなければならないので、ここでは啓発のためのリーフレットの作成とか講演会の実施のほかにも、相談体制の充実についても記述が必要ではないかと思います。記述が国への要望だけになってしまっているので、それでは非常に消極的な印象を受けます。

委員　　私も委員と同じ意見です。場所としてどこにというのは、またあとで検討したいと思いますが、インターネットの問題でいうと、先ほどの諮問の中でもインターネットの関係でということをしっかり入れられましたけれど、「国へ要望します」だけでは「鳥取市としては何もしないの？」というふうにとられますし、何らかの対応というのは本当に必要であると思います。

会長　　推進体制の確立のところでは、国への要望というのは出てきていますが、鳥取市としてというところが必要だということで。先ほどもいわれていましたが、取り組みというところ。リーフレットの作成とか。

委員　　そうですね。調査結果でも一番問題となっているのが、他人への誹謗中傷というのが圧倒的に多かった。これに対応できるのが、結局、啓発・教育なんです。そこを充実しなければならないということを前に出していただかなければいけないかなと思います。

会長　　ここの部分に、インターネット関係の記述を入れてもらってよろしいですか。

事務局　　では、（２）人権意識の高揚を図る取り組みのところにインターネット関係の記述を追加したいと思います。

会長　　それでは次に行きます。１２ページにインターネットに関することで、国への要望というところがでていますが、これはこれでよろしいでしょうか。

委員　　はい。これはこれでよろしいと思います。ただ、これだけだと非常に消極的な印象を受けます。

会長　　あと、１３ページに人権情報センターについての一文が入っています。
それでは次の第４章に移りたいとおもいますが・・・。

委員　　すみません。推進体制の確立で、一番最初に「国、県、市町村、さらには関係団体との～推進していきます」とありますが、鳥取市としてはまず何をする、そしてその後、国、県、とこのような連携をするというような書き方ではなくて、それが逆転しているような気がします。例えばそこでいうと、１３ページの「また」を取って「本市すべての～共有化を図ります」をまず初めにもってきて、まず鳥取市の姿勢をはじめに出さなくてはならないと思うのに、なんとなく第２次的な連携というところがはじめに来ているのが、少し違和感があるので、修正が必要と思います。

会長　　今のご意見について、いかがでしょうか。

委員　　それと、言い方なのですが、「共有化を図ります」の「化」がいるのかどうかということも気になりました。
もうひとつ、インターネットの問題に触れていただくのはいいのですが、これは推進体制の中に入れる話なのかと思いました。入れていただきたいけど、場所はここなのかということです。

会長　　まず、鳥取市の推進体制を頭に持ってきてはどうかということがありますが、鳥取市としてどうだということがはじめに出ている方がいいですね。１３ページの「本市のすべての～」の一文が先にくるような流れにしてやってください。
それと、インターネット関係の記述について、ここでいいのかという意見がありましたが、いかがでしょうか。

委員　　インターネットの人権侵害に日々対応している立場としては、国への要望なんかどうでもいいという気持ちなんですよ。そんなことよりも、今起きている問題に対して、どこに相談したらよいのかということが、ちゃんと分かっているか、周知されているかということが、それから啓発がきちんと行き届いているかという事の方が、はるかに重要なので、ここで書くとしたら、国への要望ではなくて、こちらだと思う。

会長　　さまざまな人権問題のところでしっかりと書かれていれば、取っても構わないかもしれません。

委員　　取っても構わないですが、場所がここではないですよねという話です。ここは「推進体制の確立」ですから。

委員　　私も読んでいて、第３章では基本的施策の推進と推進体制の確立ということで、１の基本方針と基本的施策で、施策の推進について述べられて、第３章の推進体制の確立というのが、今、論議されている「２　推進体制の確立」ということになるなと、今読んでいてわかったのですが、とすると、推進体制の確立を改訂で何故論議しなくてはならないかという話になると、冒頭でもあった新たな人権侵害、インターネットとかヘイトスピーチとか、そういったところに対する体制が今までどうだったのか、で、それをこの度の改訂によって、このようにしていきますというのが一つの取り口なのかなというところを感じました。

委員　　つまり、これまで出来ていなかったことを強調すべきだと。

委員　　まあ、強調というか付け加えるということで。

会長　　どうでしょう。推進体制の確立については、諮問にあった文言が入って、更に、推進していかなければいけないというご意見を今いただいたのですが、いかがでしょうか。

委員　　一番分かりやすく言えば、新たな法律とかが出来た中で、この計画の中に新たに対応のために盛り込まなければならないところがひとつ付け加わり、それから、新たな情勢の変化に対応するための体制の確立というのが新たに付け加わり、もう一つは、アンケートの中で、やはり特徴的にこれは体制をもって取り組まなければならないということが出てくれば、これを一つ挙げるとか、そういうスタンスになるかと思います。

会長　　これは検討していただきましょうか。諮問に盛り込まれた３つの事項についてが、新たな体制の確立について必要ではないかということ。もちろんそれと、今までやってきたものも、今以上にということも必要にはなるかと思いますが、それも踏まえて作り直しをしてみていただけませんか。それが出てきた時点で、議論するということで。

委員　　いくら真剣に考えて作っても、このインターネット問題については、罰則等で取り締まらないと、啓発だけでは絵に描いた餅になるのではないかと危惧している。

委員　　インターネット問題については、啓発以外に何が出来るのかということも議論すればいいと思います。そして、私たちがここで提案していくというのも、この審議会の一つの役割でもあると思いますので、意見を出し合ってよいものを作っていきましょう。

委員　　推進体制の確立については、現行のままで良いのではないか。特に直す必要もないと思う。

委員　　ついでに言うなら、施策の推進にあたってですが、役所内での連携も当然ですが、先回入っていて今回入っていないのは、当事者の話を聞くとか、協議会の意見を反映しますということが抜けているので、これを復活させていただいて、推進体制の＋αとして書き込んでいただけたらいいなと思います。

委員　　この協議会はあくまで「縁の下の力持ち」ですから、「協議会の意見を反映」の文言は入れる必要はないと思います。

会長　　市が何をするかというのもありますが、やはり、共同という意味で、私たちが何が出来るか、一緒になってやらないと何もできないと思うんですね。であれば、私たちの協議会であっても提言ができるということを考えてみれば、「協議会の意見を反映」という文言

はあってもよいと思いますが、どうでしょう。

委員　　これは、先ほど副市長が来られて再改定について諮問したということで、その答えを出さないとこの協議会は意味がないものになってしまうのでは。

委員　　それは分かりますが、文章の中に入れる必要はないと、僕は思います。

委員　　例えば１３ページの赤書きの、「なお、市民参加型の～一層強化していきます。」ということで、これは改訂として、あってしかるべきかなと思います。

委員　　今話を聞きながら思ったのは、１　基本方針と基本的施策の基本方針というところには、鳥取市がどういう機関や当事者や、この協議会と連携していくと書かれているんですね。ただし、またぶり返すように、推進体制のところに逆に言うと、人権情報センターとの連携が入っている。このあたりを整理してはどうか。で、鳥取市としての推進体制はどういうふうに位置付けて、第二次改訂では何を中心に改訂をするのかということを、この推進体制のところに書いたらいいのではないでしょうか。連携については、どの項目にも係ってくることなので、一番最初のところに書いてしまうということで。

会長　　第３章１項の基本的施策ところの「当事者との～」という文言のところで、私たちの協議会のことも出てくる、そういうところも併せて考えれば、人権情報センターもこちらの方で一緒に上げてはどうか。そういう文章の整理をした方がいいのではないか、ということですね。推進体制の確立のところは、先ほどからあったように、諮問があった３つの項目について、どういう体制を確立していくのかということを中心にあげてはどうかという意見だと思います。事務局の方で整理してみてもらえますでしょうか。
　それでは次に行きます。１３ページの第４章です。ここからは「さまざまな人権問題」になりますが、どうしましょう。

委員　　次回はいつ頃の予定ですか。スケジュールによっては、今日のところはここで止めてということも考えられます。

事務局　　今のところ、全６回を予定していて、本日が２回目です。次回は９月の終わり頃を予定しております。最終は、来年の１月をめどにということを、前回スケジュールを提案させていただいておりますが、審議していく中で、回数は必要なら増やしていくことも考えております。中身がどこまで絞れるかということにもなろうかと思います。

委員　　前回は、「私はこの問題を担当します」というふうにして、見直しのところの意見などを事前に伝えたような記憶がありまして、今回も、とりあえず皆さんからの意見を出していただくんですけども、それも踏まえて、自分の意見等を出して取りまとめるとか、そういう風にしてもよいと思う。でないと、今日では終わらないと思います。

会長　　「さまざまな～」のところは、すごいボリュームがあります・・・。

委員　　スケジュールを見ていると、１０月には中間答申、１月には最終答申ですよね。そうすると実質９、１０、１１の３か月しかないので、大胆に進めないと。

会長　　それでは、いくつかに分かれて討議しましょうか。さまざまな人権問題は１６の項目があり、これを全員で見ていくのは時間的に難しいのかなと思います。追加の文章もすごくたくさんあるので、それを読み込んでまとめていくという作業はとても時間がかかると思い

ますので、最初にご提案がありましたように、いくつか作業部会をつくってはどうかと思いますがいかがでしょうか。

事務局　　確認させてください。この作業部会というのは、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会の全６回の会議とは別に行うものでしょうか。どうでしょうか。

会長　　では、今度（３回目）のときは各部会に分かれての協議ということでよろしいでしょうか。もちろん、それまでに自分の意見等を用意しておいていただくという前提で。

事務局　　では、協議会として行うということで。わかりました。ということは、今日決めてしまわないと困るということですね。欠席している方もおられますが。

会長　　そうですね。欠席された方については事務局一任ということで。

作業部会について、グループ分け。各部会の項目及び構成メンバーは以下のとおり

Ａグループ
・障がいのある人の人権問題、子どもの人権問題、高齢者の人権問題、病気にかかわる人の人権問題、災害時における人権問題
牛尾委員、大谷委員、小川委員、佐藤委員、松田委員、小谷委員、吉田委員
Ｂグループ
・同和（部落）問題、男女共同参画に関する人権問題、外国人の人権問題、アイヌの人々の人権問題、性的マイノリティに係わる人権問題、
坂根委員、白岩委員、竹森委員、田中委員、大和谷委員、一盛委員、薛委員
Ｃグループ
・個人のプライバシーの保護、刑を終えて出所した人・罪や非行を犯した人々の人権問題犯罪被害者やその家族の人権問題、ハラスメントに係わる人権問題、非正規雇用等による生活困窮者の人権問題、インターネットにおける人権問題
・上山委員、田中委員、今度委員、吉田委員

事務局　　第３回目の協議会について、予定を決めさせていただければ幸いかと思います。９月の最終週を考えております。いかがでしょうか。

９月２８日（木）午前に決定
期日が近づきましたら、ご案内いたします。

それでは、本日の議事が終了いたしましたので、これをもちまして、本日の会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。

お疲れさまでした。